

**③ 住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時給付金の手続きはお早めに**

問 社会福祉課(内線 263)

市の独自施策として、住民税均等割のみ課税世帯に対して、1世帯あたり5万円の臨時給付金を支給しています。確認書の返送または申請手続きをされていない方は、受付の期限がありますのでお早めにご対応ください。

**対象世帯** 令和4年6月1日時点で笠間市に住民登録があり、令和4年度住民税が次のいずれかに該当する世帯

- ・均等割のみ課税された人だけで構成された世帯
- ・均等割のみ課税された人と非課税の人だけで構成された世帯

※住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給している世帯および住民税が課税されている方の住民税扶養親族のみの世帯は対象外です。

均等割のみ課税の目安

扶養している配偶者・親族の人数	給与収入額	所得額
0人	1,000,000円	450,000円
1人	1,700,000円	1,120,000円
2人	2,210,000円	1,470,000円
3人	2,710,000円	1,820,000円

**給付額** 1世帯当たり5万円を1回支給

**申請方法** ■確認書による受給

対象世帯に対し、市から確認書等を送付しています。内容をご確認いただき、必要事項を記入のうえ、同封の封筒で返送してください。

■申請書による受給

令和3年12月11日以降、住民登録上の世帯員の中に転入した方がいる場合は、確認書が送付されません。

給付の対象世帯であるにも関わらず、確認書が届かない場合はお問い合わせください。

**受付期限** 11月30日(水) ※当日消印有効

**その他** 配偶者やその他の親族等からの暴力を理由に避難している方で、令和4年6月1日以前に住民票を移すことができなかった場合は、所定の手続きにより、給付金を受け取れる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

**④ 放課後児童クラブ冬休み一時入所を受け付けます**

問 子ども福祉課(内線 164)

申 子ども福祉課 各支所福祉課

各小学校の児童クラブでは、定員に空きがある場合に、12月26日(月)から令和5年1月7日(土)の冬休み期間中、家庭で保育できない児童をお預かりします。

※日曜・祝日および年末年始期間(12月29日(木)～令和5年1月3日(火))は除く。

※みなみ学園・友部小・大原小・宍戸小は定員超過により受け入れできませんので、他の児童クラブをご利用ください。

**入所基準** 共働き、疾病・障害等、家族の看護・介護、出産、その他特別の理由

**申込方法** 申込書に保育できない証明書等(保護者数分)を添付して窓口で直接お申し込みください。必要書類は子ども福祉課、各支所福祉課に用意してあります。また、市ホームページからもダウンロードできます(トップページ⇒「放課後児童クラブ」で検索)。

※FAXや郵送では申し込みできません。

※定員の空き状況および申し込み状況により選考を行い、結果を通知します。

**申込期限** 12月2日(金)

※学校の冬休み期間が変更になった場合は、変更になった期間のみのお預かりとなります。

※今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、受け入れができない場合があります。